

旭川医科大学病院における医療放射線安全管理責任者に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年3月29日病院長裁定)

旭川医科大学病院における医療放射線安全管理責任者に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院における医療放射線安全管理責任者に関する要項(令和2年6月8日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(安全管理責任者)</p> <p>第2条 病院に、診療用放射線の利用に係る安全な管理を行うため、安全管理責任者を置く。</p> <p>2 安全管理責任者は、診療用放射線の安全管理に関する十分な知識を有する常勤職員であって、原則として医師又は歯科医師の資格を有する者のうちから病院長が任命する。</p> <p>3 安全管理責任者は、<u>旭川医科大学病院医療安全管理委員会</u>及び医療安全管理部との連携の下に、第3に規定する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>医療事故防止対策委員会から医療安全管理委員会へ委員会名称が変更になることに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(安全管理責任者)</p> <p>第2条 病院に、診療用放射線の利用に係る安全な管理を行うため、安全管理責任者を置く。</p> <p>2 安全管理責任者は、診療用放射線の安全管理に関する十分な知識を有する常勤職員であって、原則として医師又は歯科医師の資格を有する者のうちから病院長が任命する。</p> <p>3 安全管理責任者は、<u>医療事故防止対策委員会</u>及び医療安全管理部との連携の下に、第3に規定する業務を行う。</p> <p>(略)</p>